

第1 計画に係る総括的事項

1 基本目標と施策の柱

(1) 基本目標

計画の基本となる目標については、団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025(R7)年及び団塊ジュニア世代が高齢者となる2040(R22)年を見据え、地域包括ケアシステムをさらに深化・推進することで地域共生社会に寄与していくものとして次のとおり定めます。

「高齢者一人ひとりが自分らしく健やかに安心して暮らせる“幸せやまがた”の実現」

(2) 施策の柱

基本目標を踏まえ、3つの施策の柱で9つの取組みを設定します。

■ 介護予防や認知症施策、在宅医療との連携を推進

県民運動の推進による健康づくりや、通いの場での介護予防等に取り組むとともに、住民主体の生活支援サービスの充実を図る。

また、「共生」と「予防」を重視した認知症施策に取り組むとともに、訪問診療や訪問看護の充実強化を図る。

- 1 介護予防・生活支援・社会参加の推進
- 2 認知症施策の推進
- 3 在宅医療と介護の連携推進

■ 介護サービスの充実とサービスを提供する基盤の強化

介護人材の確保やロボット・ICTの導入を促進し、必要な介護サービスの着実な確保を図る。

また、介護保険施設等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底や、相次ぐ自然災害への備えを確実に行うとともに、危機管理体制下でも、サービスを継続できるよう相互の連携ネットワークの強化を図る。

- 4 介護サービス等の確保
- 5 人材の確保と業務の効率化
- 6 介護保険施設等の危機管理体制の強化
- 7 介護保険制度の適切な運営

■ 高齢者が安心して暮らせるための地域共生社会の実現

高齢者と、障がい者や子どもなどが、地域においていきいきと輝いた生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動した、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の構築を目指す。

長寿を楽しみながら住み慣れた地域で暮らせるためのセーフティネットの充実を図る。

- 8 地域共生社会の実現
- 9 安心安全な地域社会の実現